

玉城町長 宛

申請者 住 所
氏 名
電話番号

玉城町感震ブレーカー設置事業補助金交付申請書

下記のとおり、玉城町感震ブレーカー設置事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象事業

- ☐ ①玉城町内に所有又は居住する住宅に感震ブレーカーを設置する事業
☐ ②玉城町内に新たに建築する住宅に感震ブレーカー（分電盤タイプ内蔵型のもの）を設置する事業

2 補助金交付申請額

対象経費	補助率	補助金交付申請額
円	1 / 2	円

※対象経費は、感震ブレーカー本体の購入費用及び電気工事が必要な場合の設置費用となります。

※補助金交付申請額は、対象経費の合計額に 2 分の 1 の補助率を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、3 万円を上限とします。

※補助対象事業②への補助金交付申請額は 1 万円となります。対象経費を記入していただく必要はありません。

3 添付書類

- ☐ 感震ブレーカーを設置する住宅の住所が確認できる書類
☐ 感震ブレーカーを設置する予定場所が確認できる写真（補助対象事業②の方は除く）
☐ 対象経費の内訳がわかる見積書（補助対象事業②の方は除く）
☐ 売買契約書の写し（補助対象事業②の方のみ）
☐ 設置する感震ブレーカーの形状及び規格がわかる書類（商品カタログ等）
☐ 賃貸契約書の写し（借主が賃貸住宅に感震ブレーカーを設置する場合のみ）

次の事項について確認のうえ、☒してください。

- ☐ 申請者は、本申請の内容審査のため、住民基本台帳及び町税等の状況を、町の保有する公簿等により確認することに同意します。
- ☐ 申請者は、住宅の所有者等から感震ブレーカーの設置に係る承諾を得ています。
- ☐ 申請者は、感震ブレーカーの購入が転売目的ではありません。
- ☐ 申請者は、玉城町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第 3 条に規定する者に該当せず、以下のことについて同意します。
- 玉城町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第 3 条に該当する者の申請であるかを確認する必要がある場合は、所管の警察署へ照会することがあります。
 - 交付決定後に交付要件に該当しない事実や不正等が発覚したときは、補助金を返還いたします。
- ☐ （申請者が個人の場合）申請者は、本申請の内容審査のために行う次の事項について、申請者の属する世帯の世帯員全員から同意を得ていることを誓約します。
- 住民基本台帳及び町税等の状況を、町の保有する公簿等により確認すること。
 - 玉城町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第 3 条に該当する者であるかを確認する必要がある場合、所管の警察署へ照会すること。